

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

告 示

○保安林の指定施業要件を変更した旨の通知をする森林所有者等の所在が不明のため当該通知の内容を掲示した件 二六九

○道路の区域を変更する件 二六九

公 告

○特定非営利活動法人の設立の認証の申請があった件二件 二七〇

○特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があった件 二七〇

○建築士法による免許を取り消した件 二七〇

正 誤

○平成二十四年七月三十一日付け定例第二千四百六号中 二七〇

告 示

福島県告示第三百七十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十三条第三項の規定により保安林の指定施業要件を変更した旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、当該通知の内容をいわき市役所の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

平成二十四年八月七日

福島県知事 佐藤 雄平

- 一 所在の不明な者の氏名
小沼 春雄、高萩 州平、高萩 忠太、多田 チヨ
- 二 通知の内容の要旨
 - 1 保安林の指定施業要件を変更したと農林水産大臣から通知があったこと。
 - 2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する件（平成二十四年農林水産省告示第千五百七十五号）によること。

（森林保全課）

福島県告示第三百七十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県北建設事務所で平成二十四年八月七日から二週間一般の縦覧に供する。
平成二十四年八月七日

福島県知事 佐藤 雄平

路線名	区 間	変更前 変更後の別	敷地の幅員 （メートル）	延 長 （メートル）
県道月舘 川俣線	伊達郡川俣町大字羽田 字八幡丁三三番一地先 から	変更前	A 五・八 八・〇	一〇八・〇
	同 郡同 町大字羽田 字八幡丁二二番一地先 まで	変更後	B 五・〇 一五・六	二八二・七
	伊達郡川俣町大字羽田 字八幡丁三三番一地先 から	変更後	A 五・八 八・〇	一〇八・〇
	同 郡同 町大字羽田 字八幡丁二二番一地先 まで		B 七・〇 二一・〇	二七九・九
	同 郡同 町大字羽田 字川前六番四地先まで		C 九・四 三一・〇	一二八・八
	同 郡同 町大字羽田 字八幡丁三三番一地先 から			
	同 郡同 町大字羽田 字八幡丁二二番一地先 まで			

公 告

(道路計画課)

公告第二百三十号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、次のとおり公告する。

平成二十四年八月七日

福島県知事 佐藤 雄平

一 申請のあった年月日

平成二十四年七月二十六日

二 名称

特定非営利活動法人ひとまちネット福島

三 代表者の氏名

岡部 幸夫

四 主たる事務所の所在地

福島県福島市大町七番二十五号アクティ大町ビル地下一階

五 定款に記載された目的

この法人は、東日本大震災以降に設立された「ひとまちネット福島実行委員会」の活動目的を受け継ぎ、震災以降に失われた「人と人」、「人と地域」との繋がりを、活動を通して再構築していくとともに、「福島の良い」を福島県内外をはじめ世界に向けて発信することを目的とする。

(文化振興課)

公告第二百三十一号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、次のとおり公告する。

平成二十四年八月七日

福島県知事 佐藤 雄平

一 申請のあった年月日

平成二十四年七月三十日

二 名称

特定非営利活動法人未来のきずな

三 代表者の氏名

板鼻 幸作

四 主たる事務所の所在地

福島県須賀川市長沼字町頭五番地一

五 定款に記載された目的

この法人は、地域で暮らす人々に対して、生涯を通じて文化的な生活が送れるよう、

また誇りをもって地域で生きていくことができるように支援する事業を行い、活力ある地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(文化振興課)

公告第二百三十二号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定による特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、次のとおり公告する。

平成二十四年八月七日

福島県知事 佐藤 雄平

一 申請のあった年月日

平成二十四年七月二十三日

二 名称

特定非営利活動法人しんぐるまざあず・ふぉーらむ・福島

三 代表者の氏名

遠野 馨

四 主たる事務所の所在地

福島県郡山市安積町長久保五丁目二番地二十一

五 定款に記載された目的

この法人は、母子、寡婦及び離婚に至る前の母や父ひとりの家庭（以下「主としてひとり親家庭」という。）の母や父ひとりの子どもが、自らの意思で主体的に生活し、生きがいに満ち活力に富んだ人生を送れるよう支援することを目的とする。

(文化振興課)

公告第二百三十三号

建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第九条第一項の規定により、次のとおり二級建築士の免許を取り消した。

平成二十四年八月七日

福島県知事 佐藤 雄平

一 免許の取消しをした年月日 平成二十四年七月三十日

二 免許の取消しを受けた二級建築士の氏名 矢戸 章治

三 登録番号 第三千六百六十五号

四 免許の取消しの理由 建築士法第八条の二の規定による届出があったため

(建築指導課)

正 誤

ページ	段	行	正	誤
-----	---	---	---	---

○平成二十四年七月三十一日付け定例第二千四百六号中（原稿誤り）

		二五八	
下		上	
一五	三	二三	
同	急傾斜地の崩壊	同	
市平上神谷字勝膳向		市平上神谷字勝膳向	
同	土石流	同	
市平上神谷字勝膳向		市平上神谷字勝膳向	